

助産専門職大学院認証評価基準 新旧対照表および変更理由（改定箇所のみ）

基準番号等	新	旧	変更理由
第1章について	<p>助産専門職大学院の目的は、専門的な助産<u>の知識および高度な助産技術</u>、および他職種との協働を含む管理的な能力を身につけた実践者、あるいは、教育指導者として幅広い教養、豊かな人間性ならびに高い職業倫理等を備えた助産師を養成することにある。助産専門職大学院は21世紀の社会において助産師に期待される役割を十全に果たし、国際的に通用するような人的基盤の確立という重要な使命を担っている。</p> <p>助産専門職大学院は、この理念・目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。具体的には、学校教育法施行規則第165条の2に基づいて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを掲げることである。</p> <p>この章においては、評価対象となる助産専門職大学院の理念として、教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。</p> <p>助産専門職大学院の理念・目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該専門職大学院の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。</p>	<p>助産専門職大学院の目的は、専門的な助産<u>知識及び、高度な助産技術</u>および他職種との協働を含む管理的な能力を身につけた実践者、あるいは、教育指導者として幅広い教養、豊かな人間性ならびに高い職業倫理等を備えた助産師を養成することにある。助産専門職大学院は21世紀の社会において助産師に期待される役割を十全に果たし、国際的に通用するような人的基盤の確立という重要な使命を担っている。</p> <p>助産専門職大学院は、この理念・目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。具体的には、学校教育法施行規則第165条の2に基づいて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを掲げることである。</p> <p>この章においては、評価対象となる助産専門職大学院の理念として、教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。</p> <p>助産専門職大学院の理念・目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該専門職大学院の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。</p>	文章の修正のため
基準1-1-1	助産専門職大学院においては、大学の理念 <u>を踏まえ、整合性のあるディプロマ・ポリシー</u> を制定し、教育目的や教育目標、教育課程に反映していること。	助産専門職大学院においては、大学の理念 <u>にしたがって、教育目的や教育目標</u> を定め、整合性のあるディプロマ・ポリシーを制定し、教育課程に反映していること。	ディプロマ・ポリシーが定められ、教育目的・教育目標・教育課程がこれに繋がるように反映されていることを求める趣旨であることが、より明確になるよう文章を修正した。
基準1-1-2	助産専門職大学院 <u>としてのディプロマ・ポリシーおよび教育目的</u> を公表していること。	助産専門職大学院においては、その理念や教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。	助産専門職大学院を設けている大学の理念や教育目的ではなく、助産専門職大学院としてのディプロマ・ポリシーおよび教育目的を公表していることを求める趣旨であることが、より明確になるよう文章を修正した。
解釈指針1-1-2-1	助産専門職大学院 <u>としてのディプロマ・ポリシーおよび教育目的</u> は、ウェブサイト等により、大学院の教職員・学生および学外に対して知らされていること。	助産専門職大学院の教職員・学生および学外に対して、その理念や教育目的等はウェブサイト等により知らされていること。	同上
基準2-2-3	(削除) 学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を設定し、カリキュラムが過密にならない配慮がなされている。	助産専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。	本基準の趣旨は変えず、文章を修正した。
解釈指針2-4-3-1	修了 <u>(削除)</u> に必要な修得単位数は、専門職大学院が適切に設定する。	修了の設定に必要な修得単位数は、助産専門職大学院が適切に設定する。	文章の修正のため

基準番号等	新	旧	変更理由
基準5-2-1	助産専門職大学院には、専攻ごとに、平成15年文部科学省告示53号（平成15年3月31日）の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人あたりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。	助産専門職大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人あたりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。	参照元の更新のため
解釈指針7-1-2-1	「専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員」（削除）により助産専門職大学院の専任教員とみなされる者においては、助産専門職大学院の教育課程の編成等に関する責任を担うことができるよう配慮されていること。	「専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員」（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項）により助産専門職大学院の専任教員とみなされる者においては、助産専門職大学院の教育課程の編成等に関する責任を担うことができるよう配慮されていること。	参照元である「平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項」は、専門職大学院制度創設時におけるみなし教員の要件を定義づけるものであった。しかしながら、現在は専門職大学院設置基準の改正〔令和5年7月31日（第6次改正）〕に基づき、教員の実務能力にや教育課程への実質的な関与が重視された評価基準となっている。よって、本解釈指針においては、当初の法令番号の引用は不要と判断し削除した。
附則	本評価基準は、2007（平成19）年11月20日を制定日とし、本機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた2008（平成20）年4月8日を施行日とする。 本評価基準は、2022（令和4）年3月31日に修正し同日より施行する。 <u>本評価基準は、2026（令和8）年3月31日に修正し2027（令和9）年4月1日より施行する。</u>	本評価基準は、2007（平成19）年11月20日を制定日とし、本機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた2008（平成20）年4月8日を施行日とする。 本評価基準は、2022（令和4）年3月24日に修正し同日より施行する。	上記基準の変更に伴う、改正日と施行日を追加した。